

議案第 6 2 号 自動車事故に係る訴訟上の和解について

【相手方】

市内在住

【和解の内容】

- (1) 原告（相手方）及び被告（三田市）は、原告と被告との間には、本件事故に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (2) 訴訟費用は、各自の負担とする。

【概要】

事故の概要は次のとおり。

原告車が片側 2 車線の本線の追越車線（以下、「本件追越車線」といい、他方の車線を「本件走行車線」という。）を走行していたところ、緊急自動車である被告車が前方側道から本件走行車線に進入し、更に本件追越車線に進路変更しようとした。

原告は、原告車のスピードを上げて被告車を追い抜こうとして、被告車の右側前方と原告車の左側面後部が接触した。

本件に係る損害賠償について、国家賠償（交通）請求事件として訴訟が提起され係争中であったところ、裁判所から和解条項案の提示があり、これに従って和解による早期解決を図るため議会の議決を求めるもの。